

平成 27 年度 第 5 回八幡市子ども・子育て会議

会議録

平成 28 年 2 月 18 日（木） 午前 10 時 00 分～

八幡市役所分庁舎 会議室 A・B

1 開会

会長：本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、平成 27 年度第 5 回八幡市子ども・子育て会議を開催いたします。はじめに本日の欠席者と配布資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局：（委員の出欠の確認、資料確認）

会長：ありがとうございました。資料はお揃いでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

2. 子ども条例案の骨子に対する意見について

会長：それでは議事に入りたいと思います。基本的な今日の議事のポイントについては、この中の第 5 回資料、これを見ていただきますと載っておりますので、これは後ほどご覧いただいてもよいかと思います。前回の振り返りのところを見ていただきますと、子ども条例案の骨子に対する意見をまとめていただいたということで、それにもとづいて本日、答申の案が出ておりますので、それについての議論を中心にしていただくかと思います。それではまず 1 つ目の議題ですが、子ども条例案の骨子に対する意見についてということで、これに関しましては事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会長：ありがとうございます。パブリックコメントで出た意見とそれから市議会議員の 4 名の方のご意見をご紹介いただきまして、その意見に対する考え方を含めてご報告いたしましたが、すべて見ていただきまして、何かご意見ございましたらお願いします。

事務局：パブリックコメントの内容については、この内容でよろしければホームページのほうに、このようなパブリックコメントがありましたので、会議のほうではこのように考えますというかたちを掲載させていただこうというように考えております。また、市議会議員の意見につきましては、基本的にはお答えできないということを前提に協議をさせていただいておりますので、今後条例提案なされる段階

において、そのあたりは市のほうの見解に議論が深まっていくというかたちですので、ここでお決めいただきたいのは、パブリックコメントに対する考え方が、各案がとれるかどうかということをお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。今ご説明がありましたようにパブリックコメントのほうの案を公表されるということですので、このようなかたちでよいかどうかというご意見をいただければと思います。特にご意見ありませんか。それではこのような文言で公表させていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたらこれはこの案をもって公表させていただくということでもよろしくをお願いします。

3. 子ども会議でのワークショップについて

会長：次の3番の議題に進めさせていただきます。子ども会議でのワークショップについて説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。それではまず、子ども会議のやわたカフェなどの説明をいただきましたけれども、これに関しまして何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

委員：子どもたちがいろいろと意見交流をしたということなのですが、この学びを選ぶ権利を大切にしようというこの各班ともに学びについてどのような意見が出されたのでしょうか。

事務局：B班の部分の「学びを選ぶ権利を大切にしましょう」というのは、実は30分前まで学校の先生から強制させられているというネガティブな項目でした。このままいくのかなというように言っていましたら30分間で実はネガティブからポジティブな文言に変えて、このような表現、だから自分たちがやはり学びやすいようにいろいろな学び方があるのだけれども、なかなかそのようなかたちにしてもらえていないので、学びを選ぶ権利というものを求めているというかたちの内容となっています。だからこの結果だけ見ていますと、約3時間の中でいろいろと議論をふまえて、最終形をここに載せているということで、伝わりにくい部分ではあるのですが、結果だけを掲載させていただいたので、それで少しどのようなことというように、そのようなご質問はあろうかというように思っていたが、そのような中で子どもたちのワークショップでの議論をふまえて、やはりそれではいけないというネガティブな部分だけではないのだという学校に

対する批判の文章がすごくて、それをまとめてなおかつ最終的にはポジティブな表現に変換させていったというところのすごさを目の当たりにしたということが教育委員会の見解でした。先ほどお話があったように中学生となってくると、子どもたちの活動と大人の活動があるの、というような質問などもあって、それでしたら自分たちは子どもと大人に両方考えたほうがよいというようなかたちでこのような形態になっておりますし、中学生は本当にバランスをとってという、いろいろな意見が出たものをまとめてきた。A班の部分はその前の段階のところから4つの定義を考えていくにあたって、この4つの定義だけでは何か不十分だということになる、何かボヤボヤとした部分があって、議論している中で自由というこのページで言いましたら3ページのちょうど真ん中、4つの定義の部分と、カテゴリの真ん中に自由を、ここに置いたら何か整理ができるのではないかなということ、1人の子どもは最初にパッとみたときに、なぜこの子が1人のけ者みたいに作業しているのかなというようには思っていたのですが、自由でとりまとめていこうと、他のメンバーはそれぞれ4つについて分担をしてやって、グループ全体をとりまとめました。それでしたがってその部分がA班の子どもに関する自由憲章というように、権利というよりも自由憲章というような表現をつかわせて、大切な憲章のまとめをされたということが状況でございます。

会長：ありがとうございます。今のお答えでよろしいでしょうか。ありがとうございます。非常にユニークな議論をされているということが伝わってきますけれども、ありがとうございます。このB班のカードの材料がなかなかおもしろいといえますか、そのような学校に対してどのようなことを言っていたのか、私は個人的にはいろいろと自由に嫌味なことを言えるということ自体も大事なことだと思います。ありがとうございます。その他ご意見やご質問等ありましたらよろしく願います。

委員：今回のこのようなワークショップでつくられた子ども憲章みたいなものが、例えばどこかで公表されたり、使われたりなど、つくった後どうなるのかということをお教えいただけますか。

事務局：当初のイメージは、1つにまとめればよいなというように正直思っていました。まとめた状況の中で何らかのというようなかたちのものをイメージしてはいたのですが、時間の関係上どうしても4つのグループをとりまとめるというようなかたちにはできなかったということで、そもそもどちらかという今回のワークショップでははじめての手法をとりましたので、本当にそれが成功するのかどうか我々も不安でして、午後の部分については早稲田大学の先生にお任せをしたので

すが、そこはそこで午前の状況をみられてアレンジしていただいて、とりあえずとりまとめまでこぎつけることができたという部分です。基本的に子ども会議の記録等は立命館大学のほうで取っていただくなどしています。最初はとりまとめができたなら答申案の中に入れたいなというようには思っていたのですが、先ほども説明させていただいたように、少し説明を必要とする部分があまにも多くありましたので、今回はこのようなかたちのものとしてホームページのほうに、代用でアップさせていただこうと考えています。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。重要な質問だと私は思います。これをして、これがどうなるのかということですね。実際の施策に反映されるのが1番よいのですが、そのようなことを急にはできないということもあるのでしょうか、子どもたちがこれをして、それがどうなるのかということ子どもたちに返したら1番よいだろうと思うのですが、ホームページにはこれはアップされるということで、この成果が公表されるという段取りはとっていただけるということでありありがとうございます。

委員：3ページのA班の4項目なのですが、親からの虐待から守ることができるセンターがあるというように出ているのですが、これは子育て支援課が実際に友達やそのような子どもたちの虐待を意識しているというようなことはあるのでしょうか。

事務局：このようなご時世ですので、当然明記している、おそらくいじめの部分だって子どもたちは直面している部分というのはあるので、今回の部分では虐待問題についての関心というのは結構保護者よりもそのようなことのある社会ですけれども、相談する場所がないなどいろいろな話も出ていましたけれども、実は相談室などしっかりとしたそのような窓口はありますよという、だからそのような市の仕組み、国の児童相談所など、そのような部分については高校生でも理解はしていたみたいなのですが、そうではないという部分がありました。同じように行政の部分でそのようなセンター的な部分があればよいというような意見、問答はフリートークでしたので、それをどのようにしたら守ることが可能なのかということ、それを意見としてセンターをとというような、では具体的にどのようなイメージかということではなくて、警備会社の関係や小学生らしい柔軟な発想の中で自分たちの守られる部分というのは考えてくれたものだなというようには思っています。だから知識不足な部分もあり、自由な発想もありというような中での中間的な内容であるというようには事務局としては考えています。

会長：ありがとうございます。その他ございませんか。

委員：参加者のアンケート結果を見まして質問ですが、そのようなタイミングにあった子どもたちは、非常に有意義だというようなことの印象があったと思うのですね。ほとんどがそのような意識を持っています。テーマがそうさせるのか、そのような場がそうさせるのかという見方もあるので、子どもたちは考えること、発言することに非常に充実感を覚える存在なのではないかなと気がします。そういう場合、憲章やいろいろな中身を知っていますけれども、それというのはきっと同じように繰り返されるということを私は予想するのですけれども、出てくるテーマは何回やっても同じようなことになるということですね。それは必ずしも極めて確度の高い正解ではなくて、そのようなことを議論して考えていくことが非常に大事です。そしてこのようなことを経験した子どもたちが、細胞分裂みたいに子どもたちの間にリードできるような環境ができればよいのかなというように思いました。

会長：ありがとうございます。何かありますでしょうか。

事務局：実は、去年実施しましたアンケート調査の結果の詳細分析をしていただいた中で、今ご指摘があったように、八幡市がカリキュラム策定をしていますシティズンシップ教育がやはり今回の子ども権利との部分との関連性において、そこをしっかりとやっていくことによってよりよい社会になっていくのではないかとということが考えられます。シティズンシップ教育ですから当然そこでの教えるという行為ではなくて、自分たちでいくという、その部分が今少し弱かったのではないかと、どちらかという教師のほうで教えるというような観点でカリキュラムをふまえた部分が、やはり大体、今回権利というテーマを自分たちに与えますけれども、そこは子どもたちだけで対話をしてきて考えていくという行為が、今度は3つ約束してください、まず人の話をきっちりと聞いてください、自分の意見はしっかり言ってください、もう1つは、待ってください、焦らせない、だから人が言えなくても待つ、自分が考えていたら待ってもらおう、その3つだけを約束してくださいというかたちで、ワークショップを展開しました。そのような部分での今回のワークショップは、アンケート調査の結果にもとづいた、本当にそのような行為が可能なかどうか、そのような学び方ができるのかどうかという関係もありまして、アンケートの結果をふまえてみますと、そのような権利をやはり尊重する、また子どもたちが守られるという部分については、自己肯定感や子育て肯定感とプラスしてシティズンシップ教育なり発掘する施策の教育プログラムということをして市全体として取り組むことが、取り組み方の手法として今回チャレンジしたということではじめたところ、しかし実はそのような意見もありまして、

ぜひそこは学校現場のほうでもその手法をどんどんつかってほしい、現に、ある学校の先生は、その状況をご覧になってきていただいていますので、このプログラムについても置き換えられていますので、そのような部分でそれが市のまちの裾野まで広がっていくことを期待、今回の条例のいろいろ関わっている部分に期待したいと考えております。

会長：ありがとうございます。少しおもしろいなと思ったのは、小、中、高生が一緒になっていることです。学校でやったらどうしても同じ学年のクラスの問題としてやっていくけれど、小、中、高生が一緒になぜやったのかなということはおもしろいと思います。とにかく、かなり歳の離れた子どもたちが、一緒にワークショップをやるのはおもしろいなと思います。ありがとうございます。それではその他ありますか。

アドバイザー：この6月から18歳選挙権が始まるということで、各自治体このような子ども参画という取り組みは随分広がっていると思います。条例のことで言いますと、いくつかご意見いただきましたけれども、このようなワークショップを何回か重ねながら、たとえば愛知県の高浜市では、これを実際の子ども版の条例ということで、高浜市子ども憲章というかたちで市の公的な文章として、子どもたちが長い間かけてつくったものが、常に市の公式な文章として高浜市子ども憲章というかたちで文章としてつくられています。あともう1つは、泉南市などはこのようなワークショップと条例とを絡めて、前文のところ、全部子どもたちに委ねたといいますか、条例の前文のところは子どもたちのワークショップでつくった文言を入れてというのが大阪府泉南市というところです。それから奈良市の場合は、条例と並行して前にも言いましたけれども、原案が出たところを子どもたちに意見を聞いて、たとえば、努めるものとするや、何々しなければならないという違いは何なのですかなど、条例のパブリックコメントと並行して、子どもたちからこの条例の骨子案を説明して、それを子どもたちから意見を聞きながら、文言上修正をしていくということを奈良市はやっています。子どもたちがこのように時間をかけてつくったものを、子ども版の子ども憲章にしているということと、それから前文の中に子どもたちの文章をいれ、それからプロセスの中で意見を文言の修正にもいかしていくというところはとっています。あともう1つは、このようなことを重ねながら、市のほうがこのような意見に対して答弁するということも増えています。ですからこのような子どもたちの会議から出た意見を、たとえば学校の批判が出たとしたら、それは担当の教育委員会などが答弁をすることが、「ぼくたちから見た市」ということで、東京は結構多いのですけれど

も、結局議会に対して市が答弁するのと同じように、子どもの意見に対して1つ1つ子どもにわかりやすく、たとえば公園づくりなら公園の担当課長が答弁するなど、そのようなやりとりが増えている自治体が増えています。もう一方は、さらにあてになるということで、観光課と中高生がチームをつくって、観光プロジェクトを実現していくというかたち、市の施策に実際に子どもがもう入っているところも全国的には増えています。例えば今、奈良市は民泊が少ないので、民泊を増やしていくためのアイデアづくりをツイッターやそのようなものをつかしながら、観光管理職員と中高生が定期的にプランづくりを話し合っ、子どもの意見をいかしていくなど、そのようなところを今年とくに18歳選挙権がらみで、一緒に政策をつくっていくというところは増えていくのではないかなという感じはします。

会長：ありがとうございます。各地の先進的な取り組みですね。これをどう実際に現実の施策等に反映していくかという提案をいただいたと思います。八幡市ができるかどうか、今すぐにはできませんけれども、そのような方向性もあるのだなど、これは重要な方向性で今おっしゃっていただいたように、18歳で選挙権の問題もありますし、同じということで、これは進めていくべき方向性なのだろうという今のお話で思った次第です。ありがとうございます。それではこの子ども会議の件につきましては、以上でよろしいでしょうか。申し訳ありませんが、1つ抜かしております、先ほどの子ども条例案の骨子に対する意見のところ、校長会、教育委員会のほうからもご意見があまりなかったということだったので飛ばしてしまったのですが、校長会から何かご意見はございますでしょうか。

副会長：小中の校長会のほうで、条例案を提出しまして意見を求めました。みなさんが言っておられたのは、子ども達があるいは保護者が自立した生活を考えながら、そのようなものを望むということで、やはり困っているときに助けてもらう、それは当たり前ですけども、やはり自分自身で自立して生活していくというそのようなものは大事だなという話をしておりました。この答申案、提示していただきました。これで校長会としては結構ですということをおこなっております。

会長：ありがとうございます。とくにご要望があったということではないということですね。保護者の問題についてのご指摘があったということですかね。それも含めてどのようにサポートしていくかということだろうとは思いますが、自立を望みながらサポートしていくという方向と、ここの答申といえますか条例の中で考え方は反映されているかと思いますので、ありがとうございます。それでは、次の議題にうつりたいと思います。

4. 答申（案）について

会長：答申の案ですね。条例の骨子のお話は先ほどしましたけれども、それをふまえて答申の案が完成されたということで、これにつきましてご意見いただければと思います。資料3の答申案、事前に郵送させていただいておりますので、説明の時間というのは省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。少しご意見をいただければと思うのですけれども、まずこの答申案のはじめに言った施策の条例制定の必要性というところまで、2ページ目ですね、1から3につきましてご意見等まずいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員：中身がないことですが、2ページの真ん中くらいにあるのですが、段落で4つ目の「核家族化の進展や」というところがありますね。この段落の終わりのほうになるのですが「子どもにとって人格形成を養い」ということはどのようなことですか。変な言い回しですよ。

会長：おっしゃるとおりだと思います。これは少し修正が必要かと思っております。このような指摘もぜひともいただければと思います。この文章自体を出していきますので、意味のわからない文言があるといけませんので、ぜひともそのようなことも言っていただければと思います。ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。1から3につきましてはよろしいでしょうか。それでは3番までは終えさせていただきまして、その次4から6ですね。4番、子ども条例案の構成の説明、それから5番が特徴及び期待される効果、それから最後ということなのですけれども、この項目につきましてご意見ありますか。とくにご意見ありませんか。それでは次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。また後ほどご指摘いただければと思いますので、続きまして5ページの意見につきまして5点述べられているのですけれども、これでよいのかということと、それからもっと付け加えていくこともあるのではないかとということも含めましてご意見いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員：5ページの4番のところ、2行目に「対人的や対社会的な信頼のネットワーク」とありますが、これはもう少し詳しく表現したほうがよいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。この点につきましては、いかがでしょうか。

事務局：先ほど少し触れさせていただいたアンケート調査の結果をもとにした分析の部分で、子どもの対人的な信頼ネットワークとしておもしろいと家族の支援という

ことが今回は保護者の子育ての楽しさや充実さを出すのには効果的などいいますか、可能性がります。対社会的な信頼のネットワークとしては奉仕活動と所属感を促進していくということが大事であろうということが明らかになりました。さらに、保護者の子育ての肯定感や発達資産の積み上げをスムーズに、子どもが自ら行動するように援助することや、子どもが興味をもって成長するように働きかけることが保護者の保育と養育の影響があるということとして、この対社会的な信頼ネットワークとの関係でいうと、子どもが自ら行動するように援助することとの関係性、さらに対人的な信頼ネットワークとしては、子どもが興味をもって成長するように働きかけることという関係性が出てきたということで、そのことを適当にやってしまうとこのようなかたちになってしまっていて、当然その部分の説明は不十分となってしまうのかなというようには思います。たしかにご指摘のとおりだということなので、あえて対人的、対社会的というかたちを抜いて、信頼のネットワークというかたちのほうがスッキリはするというようにご指摘があったと思いますし、では信頼ネットワークとは何だということの部分についてはまたアンケート調査の分析の中で丁寧に入れていくというようなかたちでいかがかないと思います。

会長：ありがとうございます。かえって対人的や対社会的ということはないほうがわかりやすいですね。おっしゃる通りだと思います。その信頼ネットワークの中身に対応するものも、もう少し具体的に調査の文言を使いながら協議していかないと、ということで、大分わかりやすくなったのかなと思います。ありがとうございます。その他ございませんか。それではもう少し進めさせていただきますと、これもご意見いただいたことではございますけれども、7ページ以降の八幡市子ども条例案につきまして改めてご意見ございましたらここで出していただきたいと思ひます。

委員：10 ページの1行目ですが、真ん中のところ、「子どもの健やかな育ちに関する第一義的な」というのは文字が1つ抜けていますよね。あと第1条ですが、法的な文章に関してはよく使われるけれども、言いたいことを並べている、逃げ道をつくっているなど思うのですが、1条の1行目に「この条例は、すべての子どもが幸せで健やかに育つ社会の実現に寄与するため」と書いてあるのですね。よくこのようなものは目にするのですが、その「社会の実現に寄与する」ということと、そのあと「社会を実現するため」、「寄与」ではなくて実現するためだと思ひますが、どうしてこのように寄与するなどという少し柔らかくしたような言葉が入るのか、これはよく聞きます。行政サイドで取り扱われる文章などにはよくこの

ような言葉が使われますね。ストレートに「こうする」というようなアプローチの仕方でよいのではないかという気がします。

会長：ありがとうございます。その点いかがでしょうか。

事務局：ご指摘いただいて、例規などに書いてある文の表現の手法としてある程度、条例の場合は、手法という部分で制約があるということが1つあります。とりわけ、この条例そのものが、すべての子どもが幸せで健やかに育つ社会実現ができるような内容となっていれば、おそらく後のほうの目的ではなくて、後のほうのところになってくる基本理念などそちらの部分になってくるのではないのでしょうか。なので、ここで置かれている目的そのものの言い回しをすると、どうしても実現するためというかたちよりもワンクッション置いたらご指摘のとおり逃げ道がどこかにということはあるかと思うのですが、寄与するという文言を、この問題はどうしても入ってくることで、手法としてこの子ども・子育て会議の案としてはそこを抜くということもありだと思えます。というのは、この後答申をいただいた上で、市としては責任をもって条例を提案しますので、その段階でもう一度この「寄与」が復活するというような、定義のほうからいうとこれは絶対と、それでこの会の中でそこを言い切りたい、言い切るべきだということでしたら、それは会議の中の決定事項として修正は可能ではないかなというように考えております。

委員：私も本音としては、多分このようになるかなと思っているのですけれども、ただ会議としての意識はこのようなやんわりしたものではなくて、1つの着地点を強く打ち出した認識を取得したというアピールを持たせた意味になるのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。おっしゃる通りではないかと思えます。もし可能であれば、「寄与」を抜いていただいて、「実現するため」という方向がよいのではないかと思います。これはみなさんそのような方向でこの会議としては「寄与」を抜いて「実現する」にしてほしいという案でさせていただいてよろしいですか。また「社会を実現する」ということで、そのような方向で案としては出させていただきたいと思えます。ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。そうしますと、一応ざっと区切ってご意見いただいたのですが、全体を通しまして何かご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本日のいただいたご意見をふまえて、この答申案を修正しまして、市長に提出していただくと考えているのですが、そのようなかたちでみなさんご了承いただけますでしょうか。何かございますか。よろしいでしょうか。そうしまし

たらそれをここで進めさせていただきたいと思います。答申に関するコメントは何かございませんか。

アドバイザー：1つ委員方々にお願いしたいのは、付帯決議として、子どもというのは今を生きる子どもたちですので、小さい子どももすぐに大きくなりますので、条例をはやく実現できるようにという答申を上げていただくと嬉しいなというその1点だけです。せっかくこのようにみなさんご議論いただきましたので、このような議題で4つの権利が入っている条例というのはあまりないですし、できるだけ早くつくってくださいねということがあります。今「あさがきた」ではないですが、女の人に選挙権ができたのが70年前で、その頃「女に選挙権をやるなんておかしい」と言っていた時代があるなど、今世界的には18歳や16歳で選挙ができる時代なのですが、なかなか子どもがいろいろ言うのは10年早いという意識がありますので、でも制度が変わればこれから私たちの意識も変わっていくと思います。

会長：ありがとうございます。本当にそのような意味では市民権を得ているといえますか、今つくらなければいけないという部分があるかもしれないですね。一応その文言は4ページに入っています。

委員：市議会のほうの質問があったのが念頭にあるのではないですか。ここで作業を進めていって、その途中の報告で市議会の質問もある、順番としてあった。でも結果として条例ははやく定めるべきだという委員会の結論という流れでよいのではないですか。

会長：できるだけ早期の実現を目指してほしいということで、答申でもそのようなところで文言化をしているということになると思います。ありがとうございます。そうしますと答申案につきましてもこれでよろしいですか。次の議題に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

5. 特定教育・保育施設の利用定員について

会長：続きまして5番目の議題なのですが、特定教育・保育施設の利用定員についてということでこれにつきましては事務局のほうからまた説明をお願いしたいと思います。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございます。これにつきまして何かご質問、ご意見等ございますか。私も不勉強で申し訳ないのですが、例年やっておられることという意味で確認さ

れているというように考えてよろしいでしょうか。この数字がこれでよいのかどうかという判断の根拠がちょうどないかなと思うのですけれども。

事務局：基本的に去年3月に新制度に移行するにあたりまして、本市全体のこども園、保育園、幼稚園の利用定員という部分について定めなければならない、それについて定める前に事前に子ども・子育て会議のほうで意見を聴取しなければならないというように法律上規定をされていまして、前回はいろいろな条例がたくさんありまして、はじめてのことでしたので利用定員ですよというかたちで逆からスルーしたような状況だったのですけれども、早苗幼稚園のほうは認定こども園というようにこの4月から予定はされておりますので、それにあたりまして今回利用定員を定める必要がありますので、事前に本会議のほうにご報告を申し上げて、委員のみなさんのほうからご意見を伺うというかたちになっております。

委員：ということは、定員が増員されたというようにとってよろしいのですか。

事務局：新制度における定員については増員されたというかたちになります。本市でも待機児童を発生させないということで、このような整備をしておりますし、この間、認定こども園ということで、歩学園、早苗幼稚園のほうがこども園化されるということで、この後もこども園化等が進んだり、逆に民間の幼稚園が新制度のほうに移行される場合については、事前にこの会議のほうでご報告を申し上げて、必要であればご意見をいただくというような運びになっておりますので、こどもそのタイミングによってご意見を伺うというかたちになろうかと思っております。

会長：ありがとうございます。そうですね、今ご質問いただいたように、例えば前年度がどれだけだったのかなど、そのような変化というような情報もあると評価しやすいかと思えますし、くわえて申し上げると、需要がどのくらいあるのかというような数字もあるとこの定義でよいのかという判断もできてくるのかなと思えます。これは私、詳しい事情を知らないもとで言っているものですからあれなのですが、この数字だけみてなかなか判断が難しいなということは思います。ありがとうございます。その他ございますか。

事務局：ご説明が不足していましたが、子ども・子育て支援事業計画のほうで、ニーズ量と合わせてこの利用定員で受け入れ態勢を今後整備していくということで、この部分が、大きな変化が生じる場合につきましては、年次計画、毎年度、この年度から5年間の部分で一応子ども・子育て事業計画の中で受け入れ態勢とニーズ量を含めての数値を上げております。ここは影響するような場合でしたら具体的に、今会長がおっしゃったようにニーズ量と受け入れ態勢の部分との齟齬がないように再度計画変更というかたちでご提案を申し上げなければならないところ

なのですが、今の現計画において、この総数量定義の部分からすると影響を及ぼさないということがありましたので、今回の報告につきましては早苗幼稚園がこども園化する、そこにおける利用定員というようなことを決めましたというような報告に留めさせていただいているということです。

会長：ありがとうございます。可能であればですけれども、問題ないという意味でも計画の段階でのニーズ量というものも参考資料としてあれば、うまくいっているのだなということも判断できると思いますので、資料の作成の工夫をしていただくというかたちでお願いします。ありがとうございます。その他この件につきましていかがですか。

委員：1号認定のこども園、それから全部総合計、幼稚園合計が961名になっておりまして、今現在なるみ幼稚園定員が300名で、すべて1号という考え方になるかと思うのですけれども、その中で八幡市の在住のお子さんが180名ほど通っていただいておりますので、施設としてはこの認定区分の中には入っていないのですけれども、八幡市の在園する子どもさんの総数としては参考までにご報告しておきたいなと思っておりますし、くわえて、私立のこども園ではなくて、幼稚園ですけれども、そのプラス180名と合わせて今のニーズ量として適切というようなご判断で、早苗幼稚園が1号認定になったのでしょうか。

事務局：事業計画そのものにつきましては、当然、その当時まだ新制度に移行しておりませんでしたので、とりあえずそこをふまえて、なるみ幼稚園に加えて、ニーズを満たしているという判断をしております。ただ利用定員を定めるという部分でいうと市の権限がありますので、新制度に移行されていないなるみ幼稚園の部分を勝手に利用定員だということに、ここへやるとかえってご迷惑になりますので、先ほどから会長のほうもお話がありましたように、実態はどうなんだという部分での資料が今回不足しているというご報告でございましたので、次回以降ニーズ量をふまえて、実際の、新制度だけではなくして、移行していないものも含めてやるという実態を、認知していただくために作成していませんという流れです。

会長：よろしいでしょうか。そのような比較データを出していただくということも考えたいです。ありがとうございます。その他ございますか。それではこの利用定員につきましては、この席でニーズを満たしていけるということを出されているということですので、このようなかたちで。

委員：そもそも公立はともかくとしまして、民間園に対して、定員のこと、定員数をどうのこうのという立場に私たちがあるほうが、何の意見が言えるのかということで、多分それぞれの園の事情がありますし、ここで出すならば、公立保育園がで

ているならばわかるのですけれども、もちろん全体を見回すのにそれが必要なのかもわかりませんけれども、議会に対して何か言える立場ではないのかなというように思います。

事務局：今回の利用定員についての表記の本来は、ちょうど右下にありますようなことも園のほうで、幼稚園のほうで、保育園で済むわけなのです。それと、例えば1号認定、2号認定という分類でよいのですが、先ほどのニーズ量の前として、では園ごとで言い換えてどのような状況になっているのかというご意見もあろうかということ、今回あくまでその個々の園をどうこうではなくて、市全体としての利用定員がこれだけで定めておりますということを参考程度に、園ごとに表記をさせていただいたということでございますので、個々の園の部分についてとやかくということではなくて、現状すべての1号認定、2号認定、3号認定、およびこども園、幼稚園、保育園の全体をとおした部分として、では八幡市はきちんと整理されているのかどうなのかというところを、ご意見をいただくという対応となっておりますので、個々の園に対しての部分ではありません。では市としてどうするのかと、どのような計画をもってそれを、待機児童を解消していくのかということ、事業計画の中に定めなさいというようなご意見をいただくという、ただ本市の場合そのような状況はございませんので、逆にこのような表記だけになってしまって、かえって誤解を招くようなかたちになってしまったのですが、1号、2号、3号認定の部分と子どもの総合計、幼稚園の合計、保育園の合計だけですむのですが、という状況です。ですから今後のこともありますので、そのようなことをふまえて、利用定員の協議の仕方の部分と、先ほどのニーズ量と現状の部分もありますので、今後はこの資料のほうの提出については誤解のないようなかたちの部分として整理をさせていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。あくまでも実態として全体を考えるのですね。民間の定員を増やせというようなことは当然言えない、勝手にこちらが言うようなことではないと思いますけれども、そうであれば市としてそれをどうしていくのかというための材料というお話だったかと思います。そのような意味で少しこの資料は、もう少し余裕が必要だったのかなと思います。ありがとうございます。その他ございますか。それではこの予定につきましてはこれで終わらせていただくということによりしくお願いいたします。

6. その他

会長：以上で本日の議事は終了ということになるのですけれども、委員に来ていただき

まして、かなり議論をしてしまったあとなのですが、もし、あらかじめ予定していただいていた部分などやご意見がございましたらいただければと思います。

委員：とくにありませんのでよいです。

会長：ありがとうございます。そうしましたら一応すべての議事を終了させていただきたいと思います。特に何かございませんでしょうか。最後に事務局のほうから何か連絡事項はありますか。

事務局：(事務連絡)

会長：ありがとうございました。次回は7月頃ということになります。またよろしくお願ひしたいと思います。それではこれもちまして第5回の八幡市子ども・子育て会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

7. 閉会